

告 示

埼玉県告示第千二百四十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十八年九月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県三郷市番匠免三丁目三百六十四番の一部、三百六十五番の一部、三百六十六番の一部、三百八十五番の一部、三百八十六番の一部、三百八十七番の一部、四百五番の一部、四百六番の一部、五百二十二番の一部、五百二十三番の一部、五百二十四番の一部、五百二十七番の一部、五百二十八番の一部、五百二十九番の一部、五百三十番の一部、五百三十一番の一部、五百三十二番の一部、彦沢三丁目百三十一番の一部、百三十三番の一部、百三十四番の一部、百三十五番の一部、百三十六番の一部、百三十七番の一部、百八十九番の一部、百九十番の一部及び百九十一番の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当する区域
別図のとおり（一の区域と同じ）

別図

